

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（<u>告示産業廃棄物の処分費用の徴収方法</u>）</p> <p>第30条 <u>条例第33条第1項に定める費用は、搬入の都度その全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、分割して納付し、又は後納することができる。</u></p>	<p>（<u>告示産業廃棄物の処分費用</u>）</p> <p>第30条 <u>条例第33条第1項の市規則で定める費用は、10キログラムまでごとに58円とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の費用は、搬入の都度その全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、分割して納付し、又は後納することができる。</u></p>